



ワクチン集団接種

災害時中止の判断基準を決定

概 要	新型コロナウイルスワクチンの集団接種を進めているところですが、今年は例年になく早い梅雨入りで、今後、大雨による災害等の発生や地震による災害で集団接種に影響することが懸念されます。 そんな中で、自然災害が発生したときや発生が見込まれる恐れがあるときの集団接種の中止の判断基準を定めることで、接種予定者の安全を確保しようとするものです。 1 地震 接種日に市内で、震度 4 以上の地震を観測した場合は、接種を中止する。ただし、市内の被害状況を確認した上で、市内の安全が確認された場合は、接種を行う場合がある。 2 風水害 当日の午前 6 時の時点で、接種会場のある地域に次の避難情報が発令されている場合は、午前中の集団接種を中止する。当日の午前 11 時の時点で、接種会場のある地域に次の避難情報が発令されている場合は、午後の集団接種を中止する。また、接種の開始後において、接種会場のある地域に下記の避難情報が発令された場合は、その時点で接種を中止する。 ◆市から避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」）が発令されている場合		
	参考資料		
	担当者から		
	問合せ先	所属 新型コロナワクチン 接種推進室	担当 久内 康伸